

# 知立市定員適正化計画

計画期間 令和3年度～令和7年度

## 1 これまでの定員管理状況

職員の定数管理については、平成27年度策定の定員適正化計画のみならず、平成15年4月に消防業務広域化、行政経営改革プラン等により、事務事業の見直し、機構改革、非常勤職員で担える業務は非常勤職員の任用、施設の廃止等を行うことにより、退職者の補充を極力最小限にとどめ職員数の抑制に努めてきた。

(各年4月1日現在)

| 部 門   | 区 分           | H28 | H29 | H30 | H31 | R2  |
|-------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一般行政  | 職員数 A         | 384 | 395 | 400 | 406 | 411 |
|       | 対前年増減数        | 2   | 11  | 5   | 6   | 5   |
|       | 類似団体修正値       | 381 | 395 | 403 | 412 | —   |
|       | 類似団体修正値超過数    | 3   | 0   | △ 3 | △ 6 | —   |
| 特別行政  | 職員数 D         | 40  | 40  | 41  | 41  | 42  |
|       | 対前年増減数        | 3   | 0   | 1   | 0   | 1   |
| 公営企業等 | 職員数 E         | 33  | 33  | 32  | 32  | 34  |
|       | 対前年増減数        | △ 2 | 0   | △ 1 | 0   | 2   |
| 合 計   | 職員数 A + D + E | 457 | 468 | 473 | 479 | 487 |
|       | 対前年増減数        | 3   | 11  | 5   | 6   | 8   |

注1 「類似団体修正値」は、「類似団体別職員数の状況」による。

### ○ 過去の定員適正化計画の具体的内容及び達成状況

平成27年度に策定した定員適正化計画においては、令和2年度当初の一般行政部門職員数を414名、職員総数を486名として計画を策定した。

結果として、令和2年度当初一般行政職員は411名となり、目標数値を下回ったものの、令和2年度当初職員総数は487名となり、1名増となったものの、ほぼ目標を達成することができたといえる。

なお、類似団体修正値超過数はマイナスの数値となっており、類似団体に比して考えると、当市の職員数が決して過大な数値ではないと言える。

## 2 定員管理の現状分析及び課題

| 部 門 | 超 過 理 由                | 今後の適正化計画における課題   |
|-----|------------------------|--|
| 民 生 | ◎子ども・子育て支援新制度に伴う入所者の増  | ・園児の動向及び保護者・市民の要望の適正な把握による保育体制の確立<br>・保育士業務の整理・見直しによる効率的な保育行政運営の確立 |
|     | ◎任期付職員の任用と新規採用職員の前倒し採油 | 特定事業主行動計画で掲げる「育児しやすい環境づくり」を進めるうえで、今後も引き続き任用する。                     |

|     |                          |  |
|-----|--------------------------|--|
| 土 木 | ◎知立駅周辺土地区画整理事業等の大型事業への対応 | 当市にとって100年に一度と言われる事業であり、早期完了を目標とした職員配置を行う。 |
|-----|--------------------------|--|

### 3 定員適正化計画の基本的考え方

当市における行政需要は、人口の増加や高齢化の進展、これらに関連した住民ニーズの多様化や高度化、そして、地方分権による新規事務事業等により増加する傾向にある。また、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の計画的な修繕、更新などに対して限られた財源を有効に活用する中、職員数を安易に増やすことは、将来において大きく財政を圧迫することにつながる事が予測される。

そこで、引続き職員の流動的配置などの少数精鋭主義配置の継続、行政を活発化させるために民間活力の導入や定員増を回避するための、再任用職員及び会計年度任用職員の任用を積極的に取り入れていくとともに、定期的に国から発表される定員モデルや類似団体職員数との比較分析結果を参考にしながら一層の定員管理の適正化を図るものとし、平成29年3月議会にて、職員総数512名とし、知立市職員定数条例を改正した。

#### ①定員適正化目標（数、率）

現在の職員数を部門別に類似団体のそれと比較した場合、特に民生部門で職員数の多さが目に付く。これは保育士数がかなり類似団体と比べて多いことによるものである。従って今後は、公立保育園のあり方、保育士業務の整理・見直しを行い、適正な保育士数の維持に引続き努めるものとする。

また、民生部門に限らず他部門においても業務の効率化を行うことで必要人員を減らし、余剰人員分を効率的に配置することで、増加する事務事業等に対して現員の枠内で吸収することとする。

以上のほかにも、事務事業の見直しや民間委託の推進、施設管理の一元化、管理職の組織管理能力等を高めること等を通じて、当市の規模に応じた適正な職員数を維持するものとする。

令和7年度までの5年間における定員管理の目標は次のように設定する。

**令和7年度当初の職員総数について、512名を上限とし、適正に管理する。**

なお、検討されている国家公務員の定年延長が実施された場合は、この職員数影響の有無を検証する。

#### ②主な定員適正化手法の概要

組織・機構の一層の簡素・合理化を進めるとともに、プロジェクト体制、期限の定まった事業に対するサンセット方式による事業終了時の定員削減等によって鋭意適正化を進める。また、類似団体比較等を通じて職員の適正配置を図ると同時に、人事評価制度を通して職員個々の能力開発を行う。

技能労務職については、退職に伴う欠員補充は行わず、民間委託化などの手法を検討する。